

3 障害者の雇用支援策

障害者の雇用を支援するための施策

障害者の雇用の促進を図るため、障害者雇用率制度に基づく事業主への雇用率達成指導や、障害特性等に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介の実施に加え、次のような雇用支援策を実施することにより、障害者本人や障害者を雇用する事業主を支援する。

1 「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり（障害者試行雇用事業）

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所に対し、障害者を試行的に雇用する機会を付与し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。

※18年度 6,000人（17年度 6,000人）

2 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

知的障害者や精神障害者など職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣し、きめ細かな人的支援（*）を行うことにより、職場での課題を改善し、職場定着を図る。

*主な支援内容

- 障害者向け…職場内コミュニケーション、作業遂行力の向上支援 など
- 事業主向け…職務内容の設定、指導方法に関する助言 など

※ジョブコーチ配置数 703人（17年度末現在）

3 就業面と生活面における一体的な支援（障害者就業・生活支援センター事業）

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、就業面と生活面にわたる一体的な支援（*）を行う事業。

*主な支援内容

- ①就業支援…就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
求職活動、職場定着支援 など
障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ②生活支援…生活習慣形成、健康管理等の日常生活の自己管理に関する助言
住居、年金、余暇活動など生活設計に関する助言 など

※18年度 110センター（17年度 90センター）

4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の地域の多様な委託訓練先を開拓し、様々な障害の態様に応じた公共職業訓練を実施。

※18年度 6,300人（17年度 6,000人）

5 企業ノウハウを活用した福祉施設における就労支援（障害者就労支援基盤整備事業）

障害者雇用実績のある企業関係者の知識・経験等を活用して、福祉施設に対し、企業での雇用についての理解の促進、就労支援に関するノウハウの向上を図る事業。

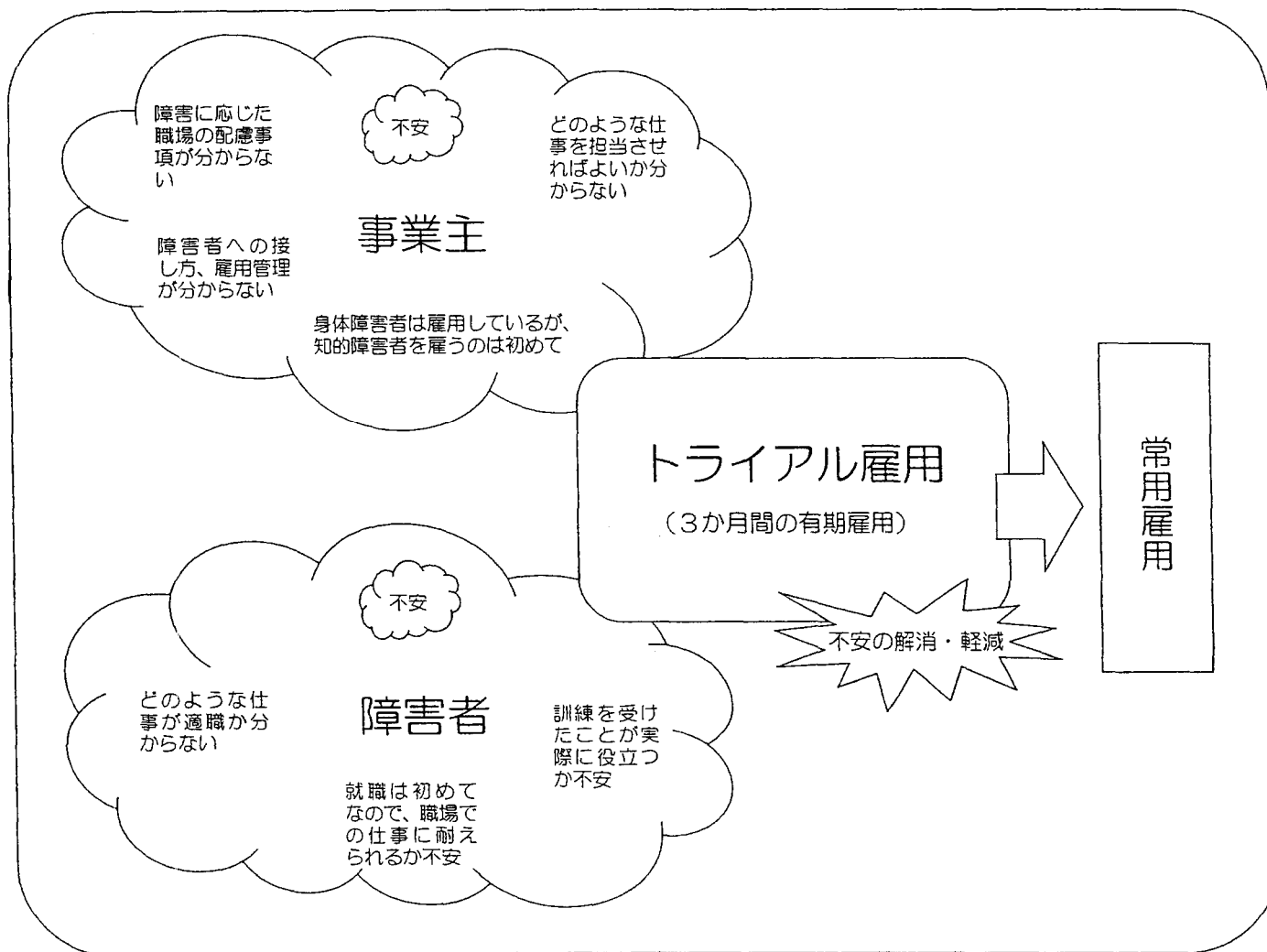
「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり ～障害者試行雇用事業～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種が向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。

- 期 間 3か月間を限度（ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結）
- 奨励金 事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月5万円を支給
- 実施数 6,000人（平成18年度）
- 実 績 開始者数4,220人、常用雇用移行率82.8%（平成16年度）



職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援について

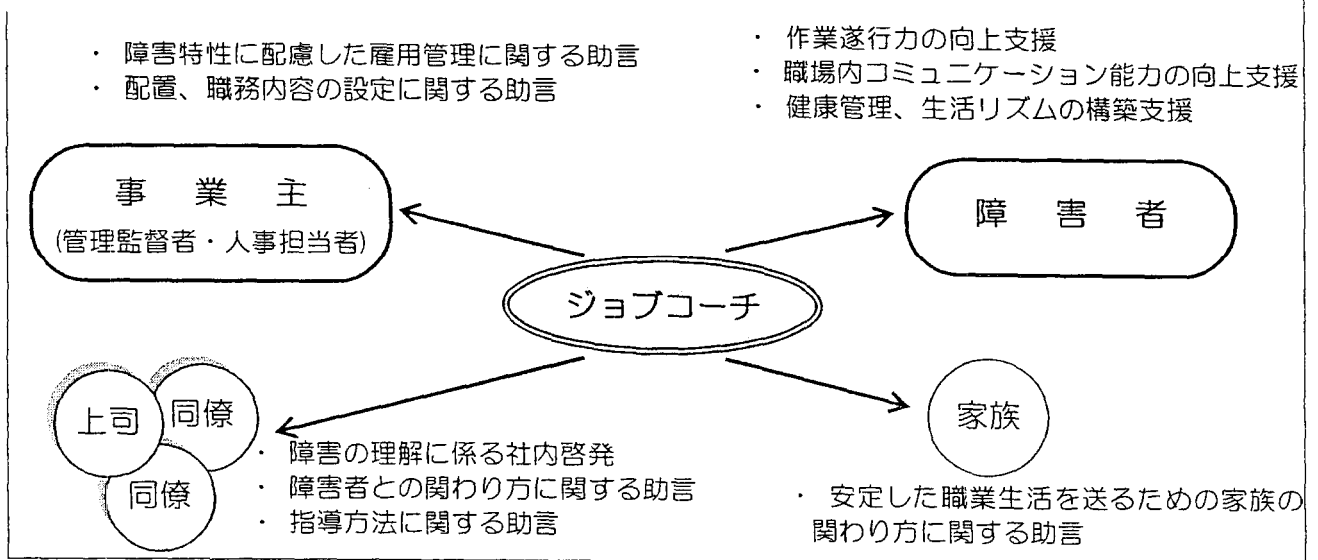
知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行う。

地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援を実施。

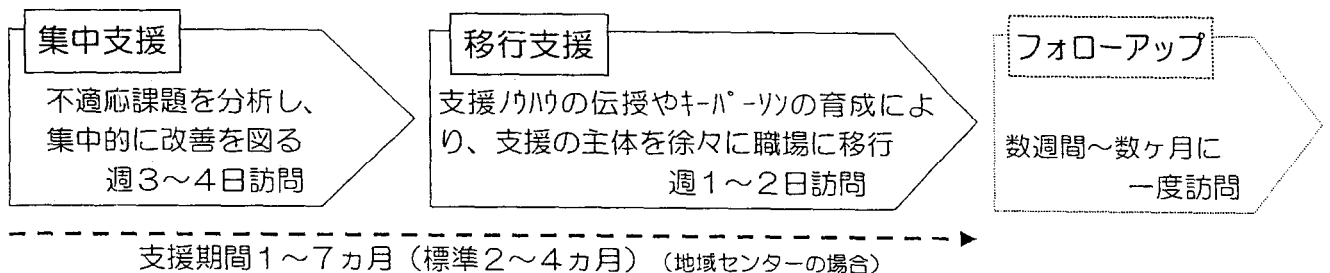
◎ 支援の契機

- ・ 就職時（雇用前又は雇入れと同時に支援を開始）
- ・ 職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じたとき

◎ 支援内容



◎ 標準的な支援の流れ



◎ ジョブコーチ配置数（平成18年4月現在）

計726人

地域センターのジョブコーチ	304人
第1号ジョブコーチ（福祉施設型）	407人
第2号ジョブコーチ（事業所型）	15人

◎ 支援実績（平成16年度、地域センター）

支援対象者数 2,960人、職場定着率（支援終了後6ヵ月） 83.0%

職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の見直しについて

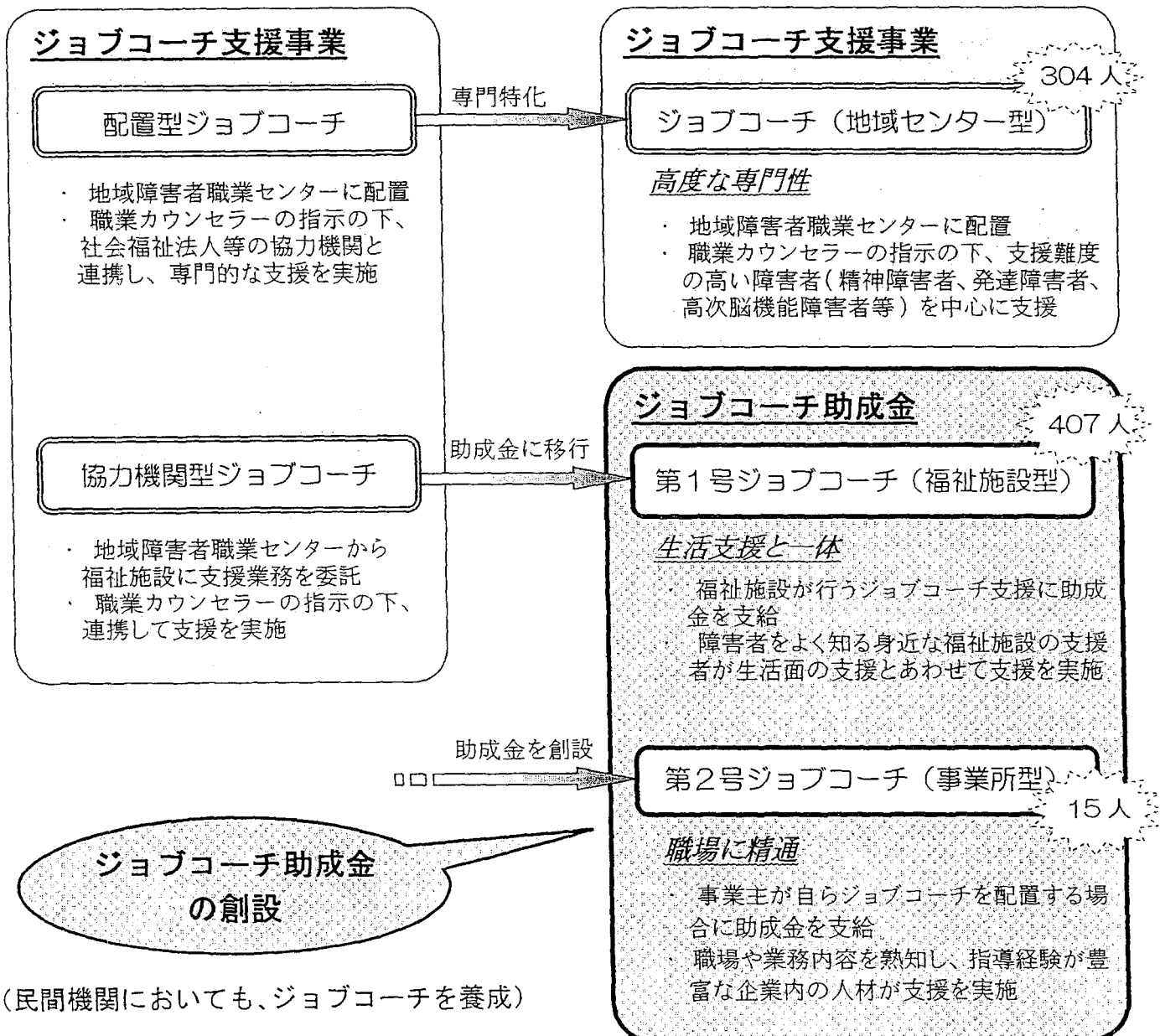
◎ 見直しのねらい

- ① 支援ニーズの増加への対応
 - 助成金化によりジョブコーチ数の拡充を図り、柔軟な運用を可能に
- ② ジョブコーチの裾野の拡大
 - 福祉分野や企業における人材を、それぞれの得意分野を活かして有効活用
- ③ 福祉施設の就労支援機能の強化
 - 施設体系の見直しとあいまって、福祉施設に就労支援ノウハウを普及

◎ 見直しの内容

法改正前（17年9月まで）

法改正後（17年10月～）



職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の実施状況（平成16年度）

(1) 障害種類別の支援状況

	支援開始者数	支援終了者数
身体障害者	261人 (8.8%)	262人
知的障害者	2,384人 (80.5%)	2,331人
精神障害者	275人 (9.3%)	287人
その他	40人 (1.4%)	38人
計	2,960人 (100.0%)	2,918人

※ 「支援終了者数」とは、16年度に支援を終了した者であり、前年度支援開始者を含む。また、中止者を含む。

(2) 支援終了後の職場定着状況

支援終了者数 (A) (平成15年10月～16年9月)	支援終了後6ヶ月経過時点 での在職者数 (B)	定着率 (B/A)
2,857人	2,371人	83.0%

(3) 事業利用者（障害者、事業主）の声

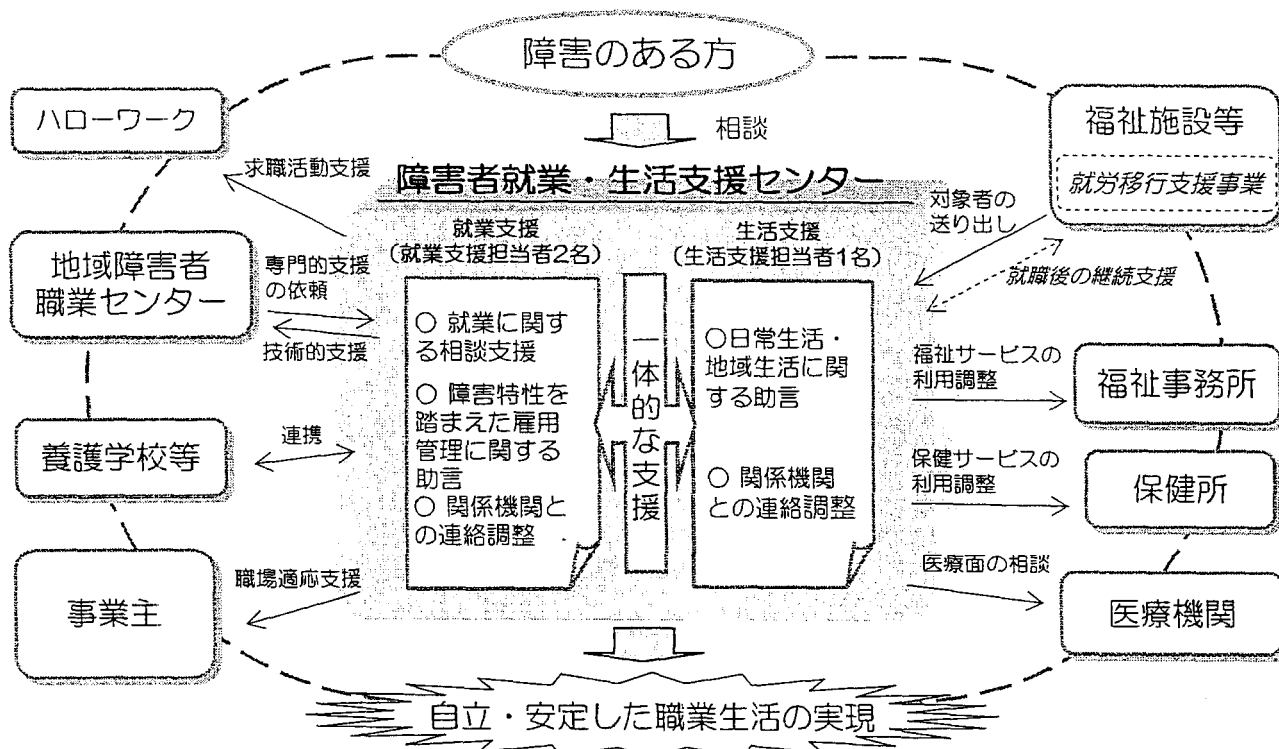
- ジョブコーチに職場環境の整備や作業マニュアルの作成等の支援を受け、作業がスムーズになった（事業主からの声）
- 長期間支援を受けることで少しずつ改善がみられたこと、具体的な手立てや手順がよく考えられていること等、センターでの支援があったからこそ社会復帰ができたと思う。（精神障害者からの声）
- 障害者と社員相互のコミュニケーションがよくなった。（事業主からの声）
- 職場における人間関係や仕事の内容について、とても不安でしたが、ジョブコーチが私と職場の人たちとのコミュニケーションの間に立っていただき、とても早く職場環境に慣れることができ、今は楽しく仕事をしています。（知的障害者からの声）
- 問題発生時に速やかに連絡が取れ、対応してもらえたことで職場として信頼感がもてた。（事業主からの声）

※ 障害者及び事業主に対するアンケート調査から

就業面と生活面における一体的な支援（障害者就業・生活支援センター事業）

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に心じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。
（平成14年度より開始）

雇用と福祉のネットワーク



◆ 障害者就業・生活支援センターでの業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

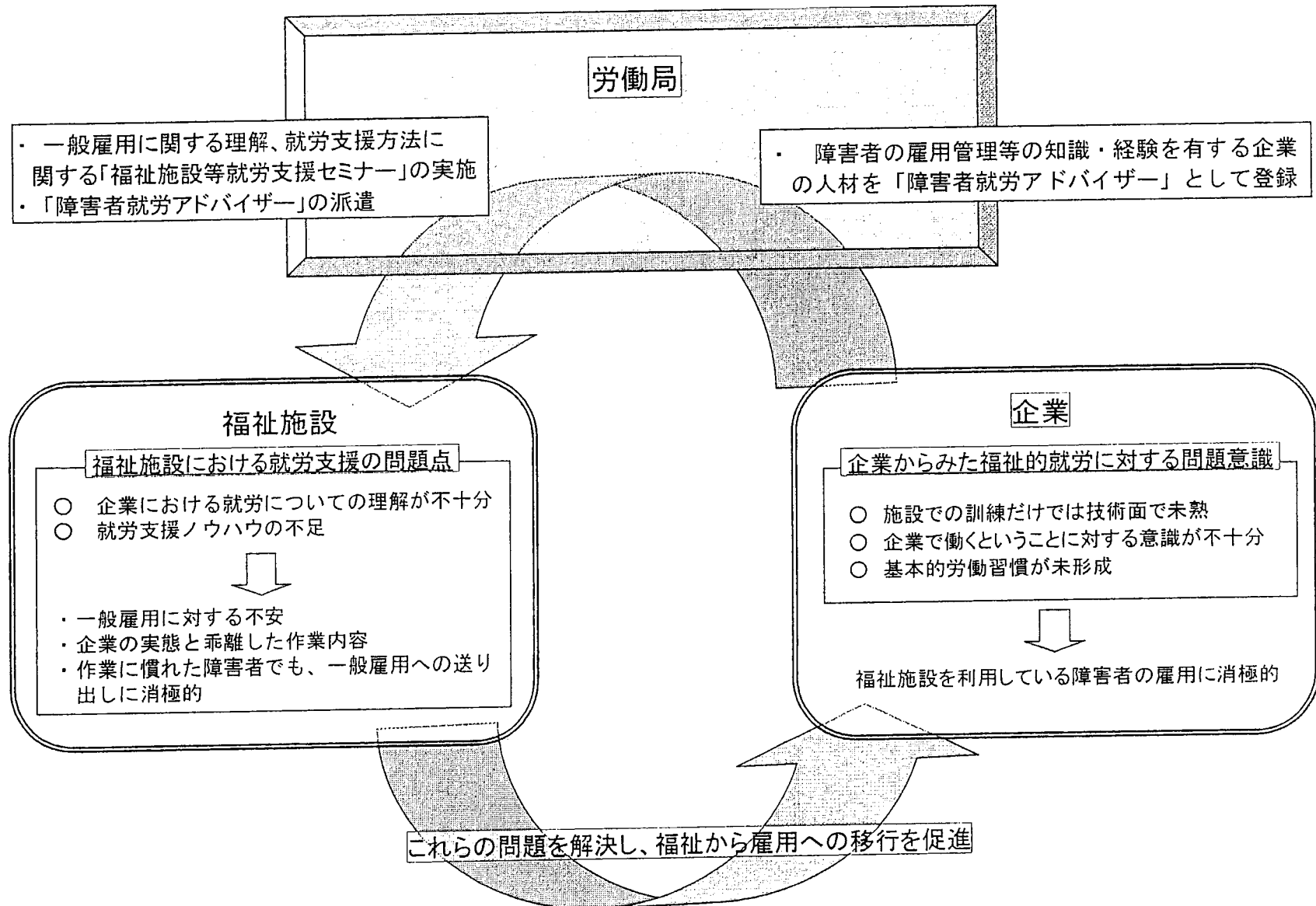
<生活面での支援>

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

◆ 設置箇所数

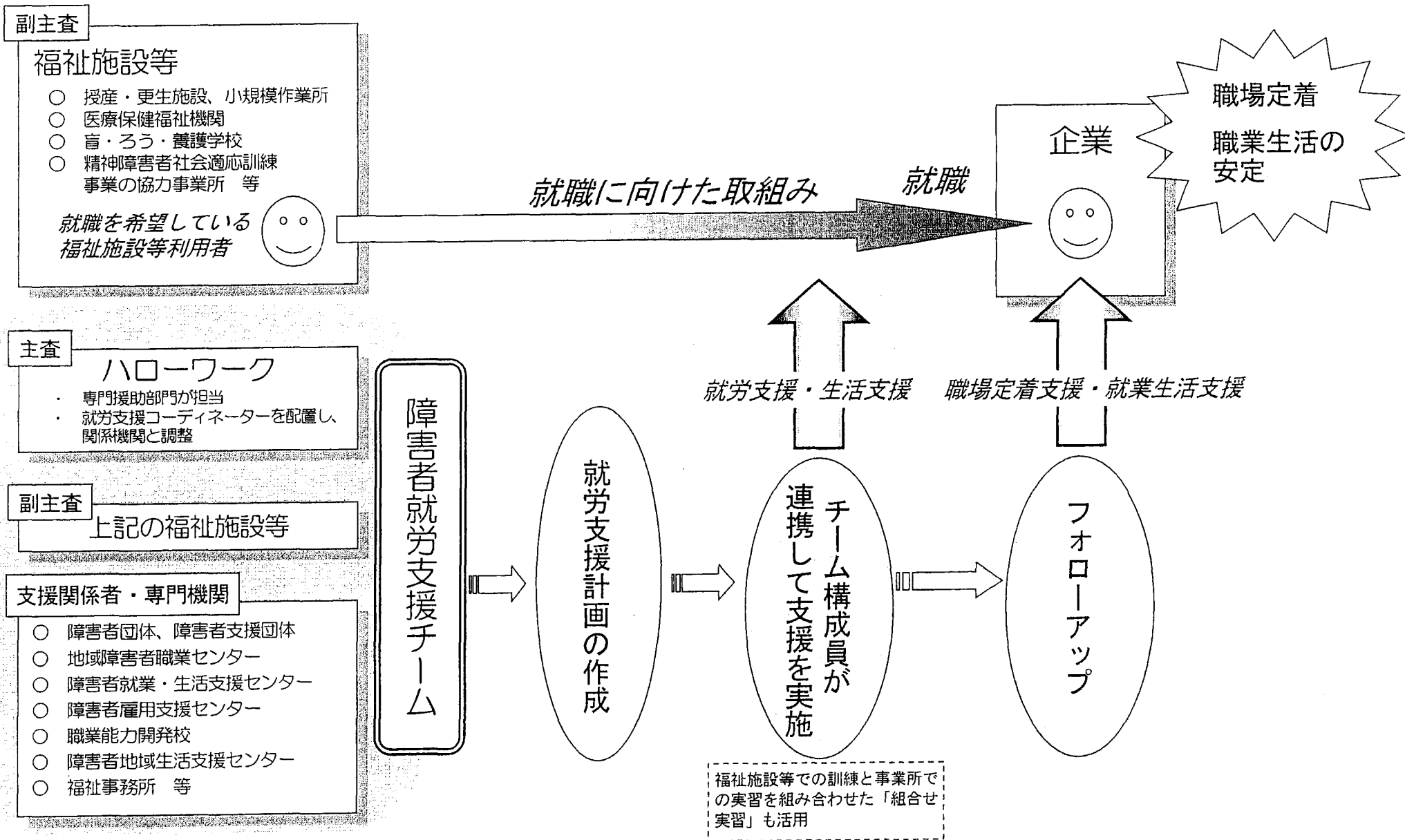
平成18年度 110センター（17年度 90センター）

企業ノウハウを活用した福祉施設における就労支援の促進 ～障害者就労支援基盤整備事業～

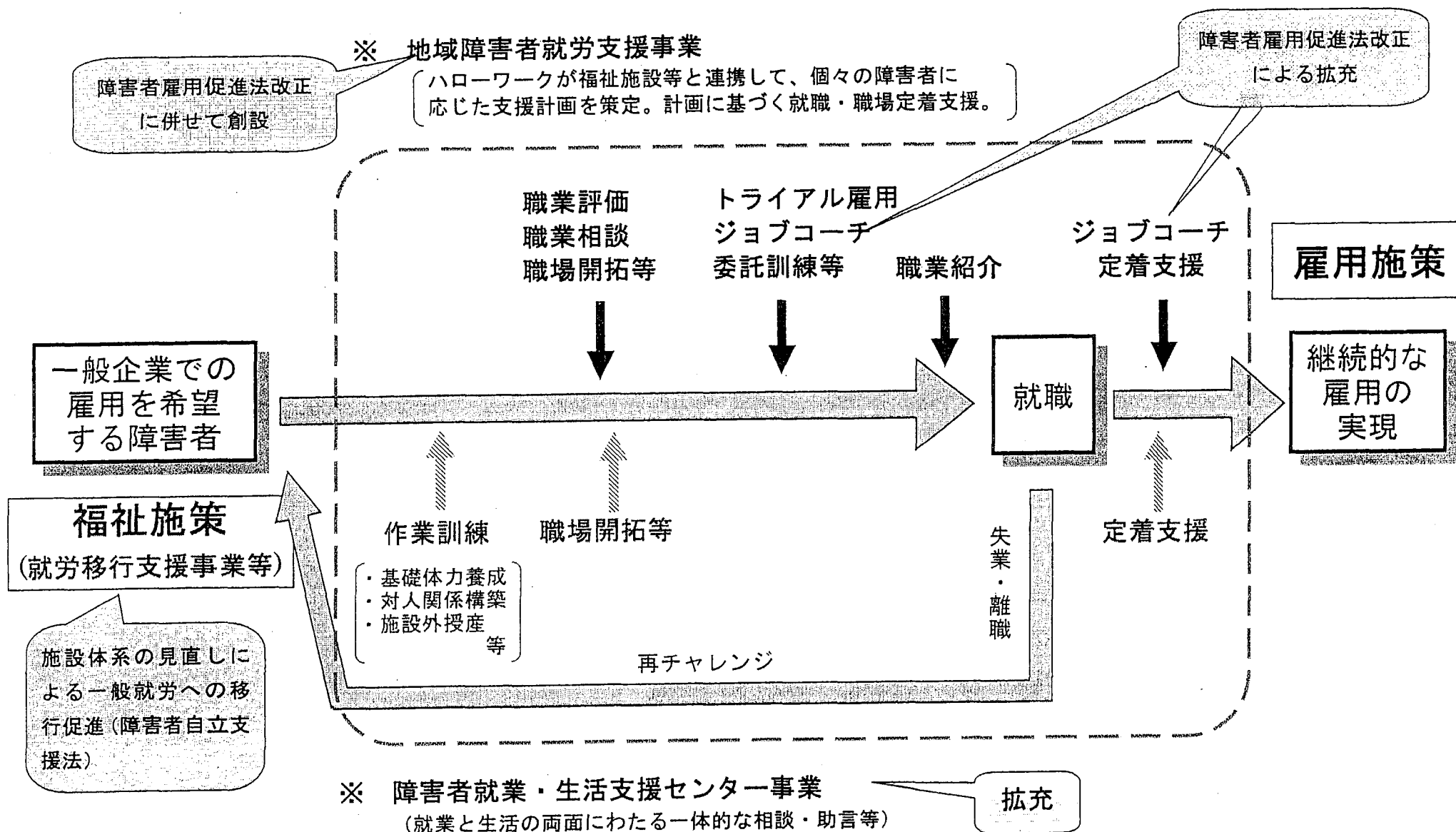


福祉的就労から雇用への移行促進

～地域障害者就労支援事業～



雇用と福祉の連携による就労支援



4 障害者雇用施策関係予算

平成18年度 障害者雇用施策関係予算の主要事項

厚生労働省
職業安定局 障害者雇用対策課
職業能力開発局 能力開発課

平成18年度予算額 13,765(14,109)百万円

[施策の概要]

障害者の社会参加が進展し、就業に対する意欲も高まる中で、障害者が職業生活において自立することを促進するため、先般の通常国会において、①精神障害者を実雇用率に算定することによる雇用の促進、②障害者の在宅就業に対する支援、③障害者福祉施策との有機的な連携の強化等を内容とする障害者雇用促進法の改正（平成17年法律第81号）が行われたところである（平成18年4月1日全面施行）。

また、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の成立により、就労移行支援事業等が創設されるなど、障害者福祉の分野においても、今後、就労支援の抜本的強化が図られることとなっている（平成18年10月1日から本格施行）。

こうした中で、平成18年度においては、改正障害者雇用促進法の円滑な施行に努めるとともに、①雇用と福祉の連携による福祉的就労から雇用への移行支援、②ハローワークにおける相談・支援体制の充実・強化、③在宅就業支援団体の育成をはじめとする多様な形態による障害者の雇用・就業支援、④障害者に対する職業能力開発の充実により、障害者の雇用・就業機会の拡大を図ることとする。

I 雇用と福祉の連携による障害者施策の推進

1 地域障害者就労支援事業の推進

[予算額 40(66)百万円]

ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う事業を推進し、障害者の福祉的就労から雇用への移行の一層の促進を図る。

(実施箇所数 10安定所)

2 企業ノウハウを活用した福祉施設における就労支援の促進（新規）

[予算額 26(0)百万円]

障害者雇用の実績のある企業関係者の知識・経験等を活用して、福祉施設に対し、企業での雇用についての理解の促進、就労支援に関するノウハウの向上を図る事業を、実施する。

(実施箇所 全労働局)

3 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

[予算額 1,028(790)百万円]

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

(設置箇所数 90センター → 110センター)

4 福祉施設の人材を活用したジョブコーチ支援の充実

[障害者雇用納付金事業]

福祉施設の職員が行うジョブコーチ支援について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、福祉施設のノウハウを生かした効果的な職場適応援助を推進する。

5 精神障害者等のグループ就労に対する支援

[障害者雇用納付金事業]

企業において数人の精神障害者等のグループが指導員の指導を受けながら就労する場合に、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、常用雇用への移行を促進する。

6 発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業の創設（新規）

[予算額 8 (0) 百万円]

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターと連携して、発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習を実施するとともに、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを開催し、発達障害者の就労支援を行うための共通基盤を整備する。

II ハローワークによる相談・支援体制の充実・強化

1 障害の態様や適性に応じた相談・支援機能の充実・強化

[予算額 1,062 (0) 百万円]

障害者ひとりひとりの障害の態様や適性に応じた就労支援を実施するため、専門的な知識・経験を有する者をハローワークに配置するなど、障害者に対する相談支援体制の充実・強化を図る。

障害者専門支援員	217人	
職業相談員[障害者職業相談担当]	154人	
職業相談員[障害者求人開拓担当]	251人	
精神障害者ジョブコンサルタント	47人	計669人

2 雇用率達成指導の強化による障害者雇用の促進

近年、実雇用率が横ばいで推移している状況にあることから、障害者雇用促進法改正に係る附帯決議において、雇用率達成指導の厳正な実施が強く求められていることを踏まえ、障害者雇用率達成指導の一層的確かつ厳正な実施を図り、障害者の雇用促進を図る。

Ⅲ 多様な形態による障害者の就業機会の拡大

1 ITを活用した在宅就業支援団体への育成支援

[予算額 49 (98) 百万円]

先駆的に在宅就業支援に取り組んできた団体のノウハウを活用し、新たに支援に取り組む団体へのノウハウの提供等を行い、障害者の在宅就業のさらなる普及を図る。

2 障害者試行雇用事業の推進

[予算額 900 (900) 百万円]

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

(対象者数 6, 000人)

3 多様な雇用形態等に対応する障害者雇用率制度の在り方に関する調査研究(新規)

[予算額 5 (0) 百万円]

短時間労働、労働者派遣などの働き方の多様化や分社化等の企業の経営環境の変化を踏まえ、多様な雇用形態等に対応する障害者の雇用率制度の在り方について検討を行う。

4 当事者団体と連携した障害者の職業自立等啓発事業の実施

[予算額 32 (32) 百万円]

身体障害者、知的障害者及び精神障害者について、それぞれ当事者団体との連携により、当事者間でのカウンセリングや家族に対する相談・情報提供等の事業を行い、職業的自立の促進を図る。

IV 障害者に対する職業能力開発の推進

1 公共職業能力開発施設における障害者訓練の推進

[予算額 4,523 (5,485) 百万円]

障害者職業能力開発校が設置されていない地域において、職業能力開発校に知的障害者等を対象とした訓練コースを設定し、障害者の職業訓練を推進する。

(実施県 23 県・25 コース)

2 事業主や社会福祉法人等による実践的な職業訓練の推進

[予算額 1,481 (1,417) 百万円]

企業、社会福祉法人等の多様な委託訓練先を開拓し、知的障害者、精神障害者等の障害の態様に応じた職業訓練を推進する。

(委託訓練対象者数 6,000 人 → 6,300 人)

3 障害者職業能力開発プロモート事業（仮称）の実施（新規）

[予算額 26 (0) 百万円]

福祉施設、養護学校等の関係機関の連携体制を確立することにより、障害者の職業能力開発を促進する事業を政令指定都市において試行的に実施する。

(実施政令指定都市 3 市 障害者職業能力開発プロモーター配置 各1名)

4 障害の態様を踏まえた職業能力開発プランの策定等に関する調査研究

[予算額 3 (6) 百万円]

福祉部門から雇用部門への円滑な移行と職業生活の安定に資するために、障害の重度化、多様化に対応した能力開発プラン策定マニュアルの作成及び普及促進を図る。

5 発達障害者に対する効果的な職業訓練のあり方に関する調査研究

[(独)雇用・能力開発機構交付金事業]

発達障害者の雇用・就業を支援するための職業訓練指導と受講ルートの確立等のあり方に関して調査研究を行い、発達障害者職業訓練指導ハンドブック等を開発する。